

「製造段階から患者使用段階 までの総合的な後発医薬品 使用促進策の実施」 の論点等について

平成24年6月29日

厚生労働省

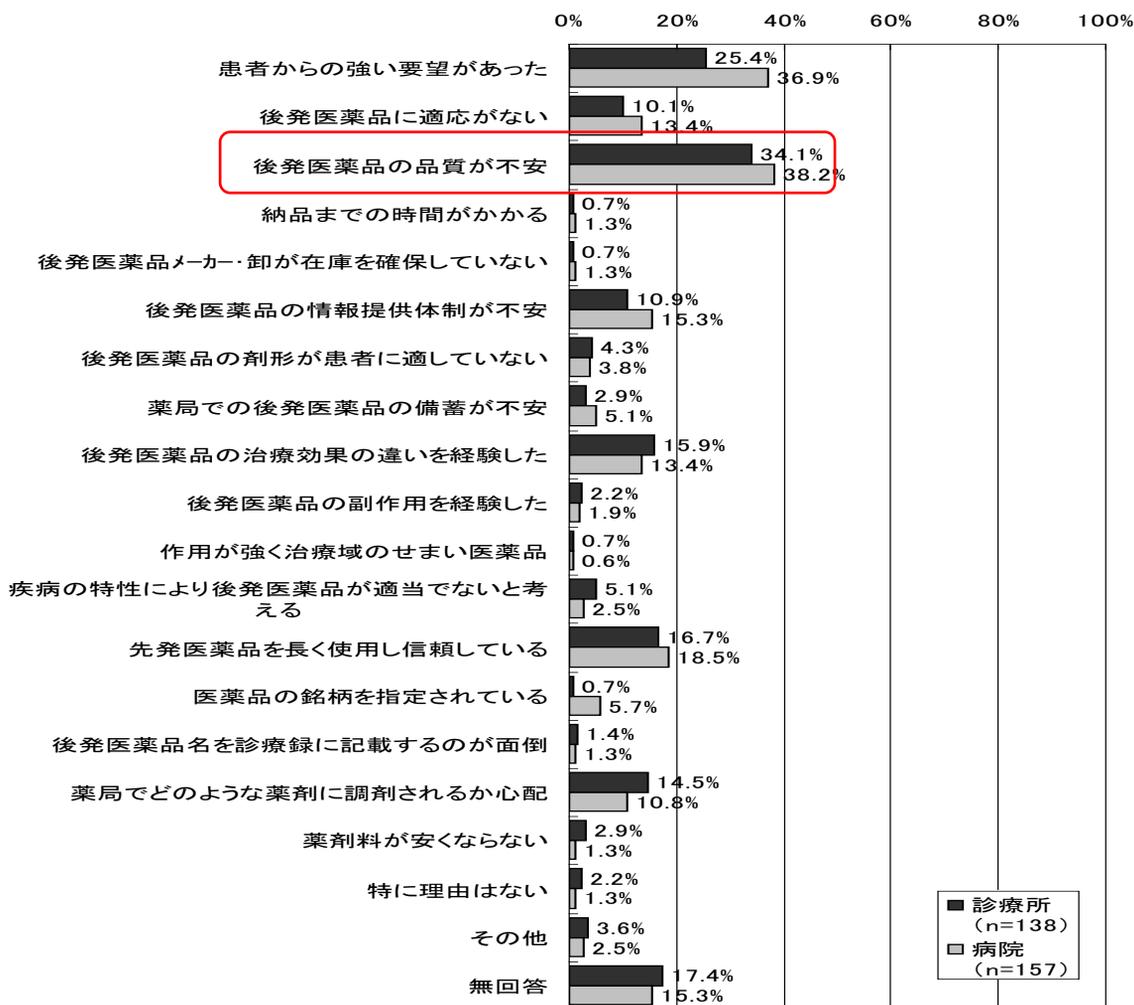
省内事業仕分け室作成

論点1 後発医薬品使用促進のための施策は進んでいるが、一方で、患者や医療関係者の一部で後発医薬品の使用に対する不安が払拭されていない状況をどう考えるか。

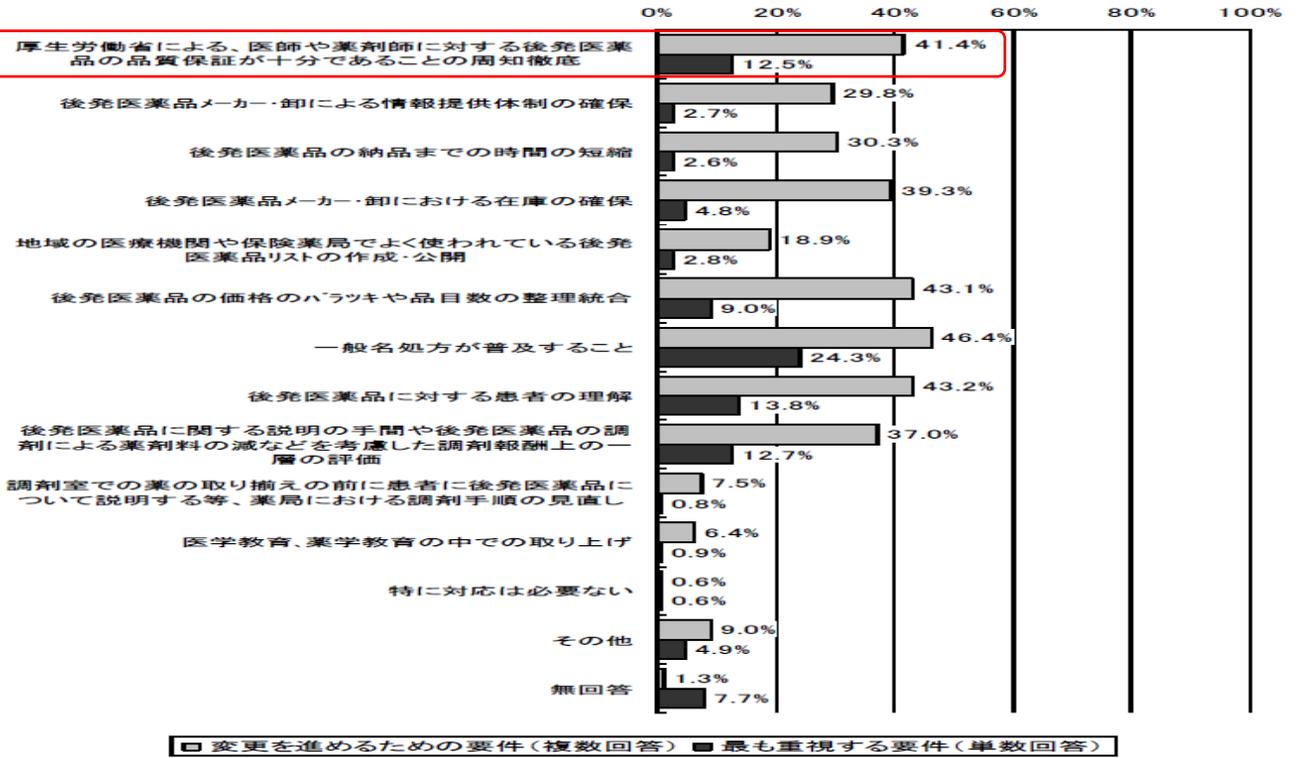
- 患者や医療関係者による後発医薬品に対する不安を払拭するため、
 - 品質確保の取組が患者、医療関係者に理解されるよう広報のあり方を検討すべきではないか。また、よりわかりやすい情報提供を行うべきではないか。
 - 後発医薬品安心使用促進協議会のスキームを市町村や保健所単位で設けるなどにより、地域の医療関係者との理解の共有を図るべきではないか

中医協「後発医薬品使用状況調査」(平成23年10月)より

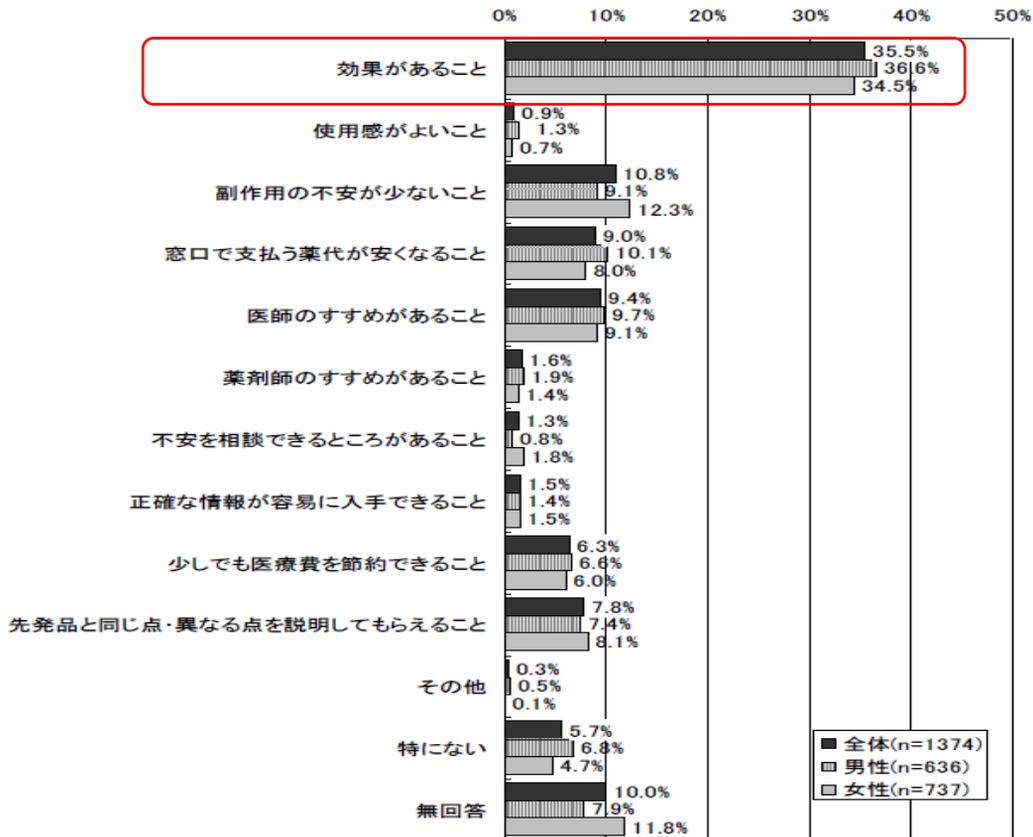
1. 医師が「後発医薬品への変更不可」欄に署名した理由(複数回答)



2. 処方せんの「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がなかったが、変更しなかった場合について、今後、薬局の立場として後発医薬品への変更を進めるための要件



3. 後発医薬品を使用するにあたって最も重要なこと(患者・男女別、単数会等)



論点2 後発医薬品の信頼性向上のためには、安定供給体制の一層の強化が必要ではないか。

- 一部とはいえ、品切れ、品薄状態にある品目の存在が、医療現場や薬局で後発医薬品を扱う上での大きな不安となっていると考えられることから、後発医薬品メーカーの安定供給面での取組を評価する仕組みを検討すべきではないか。
- 安定供給に対する取り組みが不十分な企業に対しては改善指導を強化するとともに、指導後も改善が不十分な企業に対する措置について検討すべきではないか

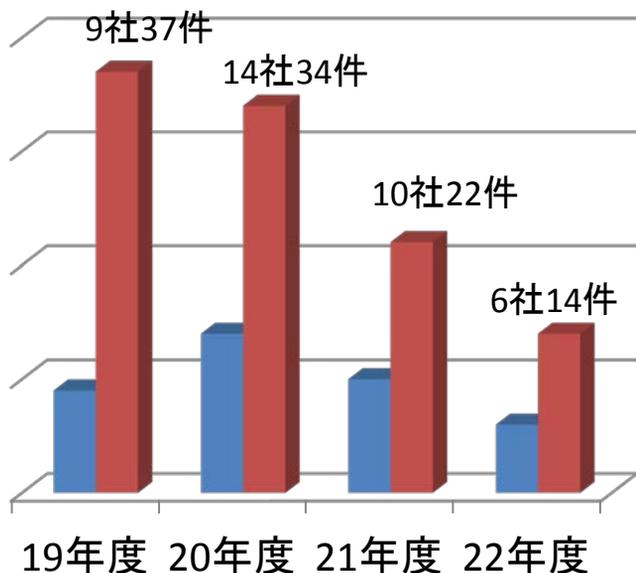
・アクションプログラムで定めた取組の目標のうち、「品切れ品目ゼロ」については、品切れ件数は着実に減少しているものの、目標達成に至っていない。

●アクションプログラムにおける安定供給面での取組例

品切れ件数

【目標】H21年度末までにゼロ

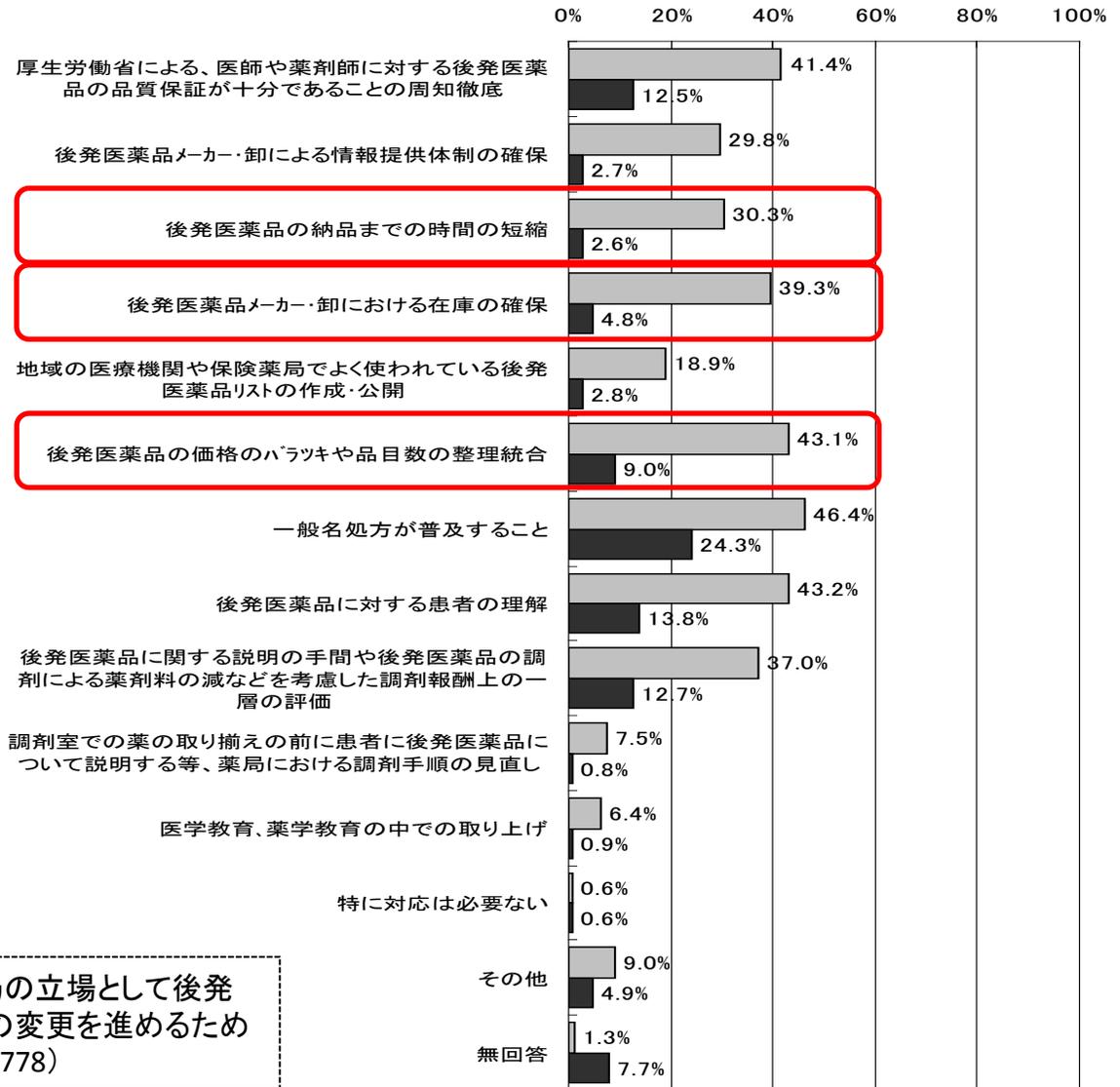
■会社数 ■件数



※日本ジェネリック製薬協会加盟社(H24.年5月現在42社)の実施状況をまとめたもの。
なお、19年度はH19年10月～H20年3月までの半年間の実績。

・中医協の調査等によると、医療関係者が後発医薬品の使用を促進するために必要な要件として、品質面のほか、品目数や価格のばらつきの多さ及び安定供給（納品までの時間短縮、在庫確保）の面での改善を求める声が多い。

中医協「後発医薬品使用状況調査」(平成23年10月)



今後、薬局の立場として後発医薬品への変更を進めるための要件(n=778)

□ 変更を進めるための要件(複数回答) ■ 最も重視する要件(単数回答)